株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【令和	年分
-----	----

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算 する場合に使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】では、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力 することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所			フリガナ	
(前住所)	()	氏 名	
電話番号	職業		関与税理士名 (電 話)	()

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

			一般株式等	上場株式等
収	譲渡による収入金額	1	Н	В
入金	その他の収入	2		
額	小 計(①+②)	3	申告書第三表受へ	申告書第三表②へ
必要経	取得費(取得価額)	4		
必要経費又は譲渡に要した費用等	譲渡のための委託手数料	5		
心に要した		6		
費用等	小計(④から⑥までの計)	7		
譲	E 管 理 株 式 等 の み な し 度 損 失 の 金 額(※1) を付けないで書いてください。)	8		
差	引 金 額 (③-⑦-⑧)	9		
要し	主投資株式の取得に した金額の控除(※2) が赤字の場合はOと書いてください。)	10		
(一般株式	所 得 金 額(⑨ – ⑩) 式等について赤字の場合は0と書いてください。) 等について赤字の場合は△を付いて書いてください。)	11)	申告書第三表⑦ヘ	黒字の場合は申告書第三表でへ
	分で差し引く上場株式等に 繰越損失の金額(※3)	12		申告書第三表94へ
繰起		13	申告書第三表⑧へ	申告書第三表800へ

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の①欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の②欄に0を記載します。

	措法条の
特例適用条文	措法条の

- ※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
- ※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「 般株式等」、「上場株式等」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。
- ※3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
- ※4 ③欄の金額は、①欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、③欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の②欄の金額が同②欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

(令和4年分以	降用)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取 引 先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差 引 金 額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 • 簡易口座	証券会社 本店 銀行 支店 出張所 ()	円	円	P	±
源泉口座 • 簡易口座	証券会社 本店 銀行 世張所 () ()				
源泉口座 • 簡易口座	証券会社 本店 銀行 支店 出張所 ()				
源泉口座 • 簡易口座	証券会社 本店 銀行 支店 出張所 ()				
源泉口座 • 簡易口座	証券会社 本店 銀行 支店 出張所 ()				
合	計(上場株式等(特定口座))	1面①へ	1面4个		申告書第二表 「所 得の内訳」 欄へ

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日(償還日)	譲渡した 株式等 の銘柄	数量	譲渡先 (金融商品 取引業者等)の 名称・所在地等	譲渡による 収入金額	取 得 費 (取得価額)	譲渡のた めの委託 手 数 料	取年月	得日
一般株式等 ・ 上場株式等			株(口、円)		P	円	円	•	•
一般株式等								•	•
上場株式等								(•	•)
一般株式等 • 上場株式等	• •							. (•	•)
一般株式等 • 上場株式等	• •							. (•	•)
一般株式等 ・ 上場株式等	• •							. (•	•)
合	計	_	般 株	式 等	1面①へ	1面4へ	1面⑤へ	/	
	āΤ	上場	株式等(一般口座)	1面①へ	1面④へ	1面⑤へ		